



〒532-0011 大阪市淀川区西中島3丁目8番2号KGビル10F
 TEL (06)6838-1711 FAX (06)6838-1789
 Email info@yodogawaroukyou.gr.jp
 URL http://www.yodogawaroukyou.gr.jp

Monthly Hot News

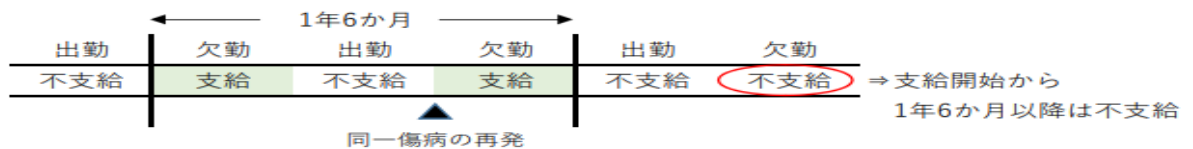
2022年 健康保険法等改正の主なポイント

➤ 傷病手当金の支給期間の通算化 (2022年1月1日施行)

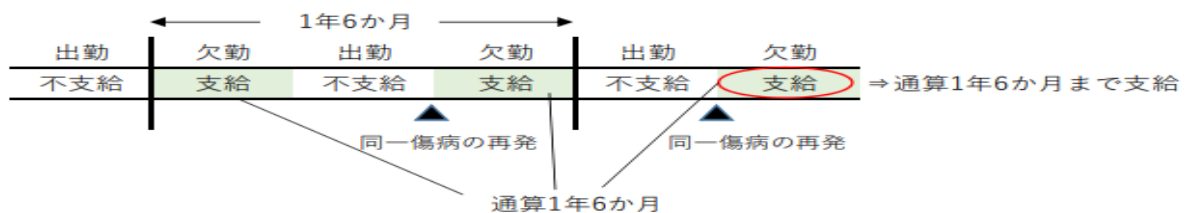
傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行う。

現行は、「支給を始めた日から起算して1年6か月を超えない期間支給する」取扱いですが、法改正により、「支給を始めた日から通算して1年6か月間支給する」ようになります。

【現行】



【改正後】



➤ 任意継続被保険者制度の見直し (2022年1月1日施行)

A. 任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直し

■現行…任意継続被保険者の標準報酬月額の設定は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とされます。

- (1) 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
- (2) 前年(1月から3月までの標準報酬月額については、前々年)の9月30日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額(健康保険組合が当該平均した額の範囲内においてその規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額)を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

■改正…健康保険組合(協会けんぽ以外)について、次のとおり現行の扱いの例外が認められます。

第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を超える任意継続被保険者について、規約で定めるところにより、第1号に掲げる額(当該健康保険組合が第2号に掲げる額を超え第1号に掲げる額未満の範囲内においてその規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額)をその者の標準報酬月額とすることができる。

B. 被保険者からの申請による資格喪失が可能に

■現行…次の各号のいずれかに該当した日の翌日(第4号から第6号はその日)から、任意継続被保険者の資格を喪失します。

- (1) 任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 保険料(初めて納付すべき保険料を除く。)を納付期日までに納付しなかったとき(納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときを除く。)
- (4) 被保険者となったとき。
- (5) 船員保険の被保険者となったとき。
- (6) 後期高齢者医療の被保険者等となったとき。

- 改正…資格喪失事由として次の事由が追加されます。
任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、
保険者に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

➤ **育児休業中の保険料の免除要件の見直し（2022年10月1日施行）**

短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることとする。

- 現行…「育児休業等を開始した日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料が免除」されます。
- 改正…育児休業等を開始した日の属する月と終了する日の翌日が属する月とが異なる場合は、開始日の属する月から終了日の翌日が属する月の前月までの月の保険料を免除。
育児休業等を開始した日の属する月と終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数が14日以上である場合は、当該月の保険料を免除。
保険料の免除要件を上記2つの区分とした上で、育児休業等の期間が1月以下である場合は、標準報酬月額に係る保険料に限り免除の対象とする（賞与に係る保険料は徴収）。

10月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

9月末までとしている現在の特例措置等を11月末まで継続することが公表されていましたが、さらに延長し令和4年3月まで継続することとする予定が公表されました。現在の助成内容は令和3年12月末まで継続することとする予定で、令和4年1月以降の特例措置の内容については、具体的な助成内容を検討の上、11月中に改めて公表される予定です。

9月末までの現行の特例措置を継続

5月～12月	中小企業	大企業
原則的な措置	4/5 (9/10) 13,500円	2/3 (3/4) 13,500円
地域特例 (※1) 業況特例 (※2)	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

- (※1) 緊急事態宣言地域、まん延防止等重点措置対象地域において、営業時間の短縮等に協力する事業主（解除月の翌月末まで）
- (※2) 生産指標が最近3か月の月平均で前(々)年同期比30%以上減少の全国の事業主
- (※3) 原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断

「健康保険被扶養者状況リスト」提出のご案内 ※協会けんぽご加入事業所様に限る

協会けんぽから令和3年10月下旬から11月中旬にかけて、順次「被扶養者状況リスト」が届きますので、従業員の方へご確認の上、同年12月20日までに直接、協会けんぽへご提出頂きますよう、宜しく申し上げます。なお、扶養から外す等変更があった方につきましては、当協会までご連絡をお願いします。

【※確認書類の提出について】

厚生労働省より厳格な方法による再確認を求められていることから、被保険者と別居している被扶養者、海外に在住している被扶養者については、被扶養者状況リストに同封されている被扶養者現況申立書を記入し、被扶養者要件を満たしていることが確認できる下記書類の提出を併せてお願いいたします。

- ・被保険者と別居している被扶養者→仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類 (※1)
 - ・海外に在住している被扶養者→海外特例要件 (※2) に該当していることが確認できる書類
- (※1) 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類は、学生の場合、添付を省略できます。
(※2) 海外特例要件については日本年金機構ホームページをご覧ください。